

江南市耐震改修促進計画（改訂版）

概要版

■計画改定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が平成7年12月に施行されました。その後平成17年11月に「耐震改修促進法」が改正され、計画的な耐震化を進めるための「耐震改修促進計画」を地方公共団体が策定することとなりました。

これを受けて、江南市では平成20年3月に「江南市耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、国において「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）により、平成32年度までに建築物の耐震化率を95%にすることを決定し、愛知県においても平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災を教訓として、耐震化されていない住宅の減災化を目標に加えて、平成24年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画—あいち建築減災プラン2020—」を策定しました。また、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に「耐震改修促進法」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための基本的な方針」が改正されました。

江南市においても、平成27年3月に「江南市耐震改修促進計画（改訂版）」を策定し、一部改訂を経て、令和3年度までに耐震化率95%を目標値と決めました。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大地震で甚大な被害がもたらされており、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により尊い命が犠牲になりました。また、東海・東南海・南海の3連動地震、さらには南海トラフ沿いの海溝軸を震源域に加えた巨大地震の逼迫性が指摘されており、江南市は全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域に属しています。そのため、住宅を始めとする建築物の耐震化及び減災化を一層促進することが、重要な課題となっています。

このような状況の中、平成31年1月には「改正耐震改修促進法」が施行され、愛知県においても、令和3年3月に令和12年度を次の目標年次とした「愛知県建築物耐震改修促進計画—あいち建築減災プラン2030—（以下「県計画」という。）」が策定されたところです。

江南市といたしましても、耐震化の進捗状況を確認するとともに、従来の「江南市耐震改修促進計画」を検証し、県計画に基づき必要な見直しを行い、本計画を改訂します。

■江南市で想定される地震とその被害

東海地震・東南海地震・南海地震等の発生により生じる地震の規模及び被害の状況については、平成26年3月に愛知県により、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」に被害想定がまとめられています。

この被害想定は、特に「命を守る」という観点で想定外をなくすことを念頭に地震対策を講じることが不可欠であることから、あらゆる可能性を考慮した「最大想定モデル」※を用いています。本計画においての被害想定は、本市において被害が最大と想定される「最大想定モデルの地震（陸側ケース）」を用いています。

本市においては、市域の大部分で震度5強の揺れになることが想定されており、一部では震度6弱の揺れになると想定されています。

■特定既存耐震不適格建築物の目標

特に、耐震化を進める必要性が他界建築物を「特定既存耐震不適格建築物」としています。特定既存耐震不適格建築物は、次のようなものです。また、それぞれの特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標を次のように決めました。

- ◆ 多数の者が利用する建築物
- ◆ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ◆ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

◆ 多数の者が利用する建築物：

令和3年 90.7% → 令和12年 概ね解消
(313/345)

◆ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物：

令和3年 60.0% → 令和12年 概ね解消
(6/10)

◆ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物：

令和3年 59.4% → 令和12年 概ね解消
(104/175)

■住宅の耐震化目標

江南市では、令和3年で81.4%の住宅の耐震化が確保されています。目標年である令和12年には、耐震性が不十分な住宅を概ね解消されるよう取り組んでいきます。

◆住宅の耐震化率：

令和3年 81.4% → 令和12年 概ね解消
(33,228/40,802)

■耐震化及び減災化への取り組み

【耐震化促進の体制を整備します】

円滑な住宅及び建築物の耐震化及び減災化の促進のために、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むこととします。

- ◆ 愛知県との連携
- ◆ 協議会の取り組みの拡充
- ◆ 自治会やNPO、ボランティアの主体的な活動を支援

【耐震診断・耐震改修等の相談窓口を充実します】

江南市では、建築課に住宅及び建築物の耐震化の相談窓口を設置し、相談に応じています。今後も、耐震診断及び耐震改修をはじめとした建築に関する相談窓口を充実していきます。

■減災化促進のための対策

住宅及び建築物に関連して、地震による人身被害や財産被害を防止するためには、住宅及び建築物の構造を耐震化するだけでは充分と言えず、過去の地震においてもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死、窓ガラスや天井の破損、落下等によって大きな被害が発生しています。このため、住宅及び建築物の構造を耐震化に加えて、愛知県とも協力して減災化を促進していきます。

- ◆ ブロック塀等の安全対策
- ◆ エレベータの安全対策
- ◆ 建築物の敷地の安全対策
- ◆ 耐震シェルター設置の促進
- ◆ 窓ガラス・天井の落下防止対策
- ◆ 家具の転倒防止対策
- ◆ 段階的耐震改修の促進
- ◆ 建替え・除却の促進

■耐震改修等に関する支援制度

【民間建築物の耐震化に対する支援策】

民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、特に災害時に重要な施設は平常時の利用者の安全確保のみならず、災害時の機能確保の観点からも耐震性の確保が求められるため、災害応急対策活動に必要な施設である救護建築物について優先的な耐震化を促進していきます。

【住宅の耐震診断・耐震改修等に係る補助・助成制度】

江南市では、木造住宅の耐震診断及び耐震改修費や段階的耐震改修費、耐震シェルター設置費、住宅の解体費等に係る補助制度を設置し耐震化及び減災化を支援しています。今後もこれらの支援を継続するとともに、国の補助制度である「住宅・建築物安全ストック形成事業」や、愛知県の補助制度である木造住宅の耐震診断・耐震改修補助事業を活用して、木造住宅の耐震化及び減災化を促進していきます。

【住宅に係る耐震改修促進税制】

国の基本方針の目標に向けて、耐震性のある良質な住宅を確保するため、住宅に係る耐震改修促進税制として、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除及び固定資産税の減額措置が講じられています。

これらによって住宅の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられます。本市では愛知県と協力しながら、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化の促進を図ります。

■普及・啓発

住宅の耐震化及び減災化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。このため、木造住宅の無料耐震診断事業が始められた平成14年度から、愛知県と協力して、「市広報でのPR」「啓発資料の全戸配布」「ダイレクトメールの送付」「防災訓練・講演会等イベントでのPR」「町内会・自主防災会での説明」など啓発活動を推進してきました。

今後も継続して耐震診断や耐震改修等による補助事業をホームページ、広報、ダイレクトメールやあんしん・安全ねっとメールサービス等も活用し、普及や啓発活動を進め、必要に応じて「耐震診断ローラー作戦」等により、全ての木造住宅の耐震診断が実現するように取り組んでいきます。

■その他の取り組み

- ◆ 低コスト耐震化工法の普及
- ◆ 住宅供給公社等による耐震改修促進支援
- ◆ 地域における耐震化の取り組みの促進
- ◆ 狭い道路に接する建築物の耐震化促進
- ◆ 江南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定